

東近江市公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式による企画提案書の募集を行う。

令和8年4月17日

東近江市長 小 椋 正 清

記

1 業務名

東近江市生活支援体制整備事業第2層協議体運営業務

2 業務内容

次に定める業務を行う第2層協議体を設置し、運営する。

(1) 第2層協議体の設置及び運営

ア 多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした定期的な情報の共有・連携強化の場として、第2層協議体を設置する。

イ 第2層協議体は、地域の多様な人々で構成され、その推進役として「地域支え合い推進員」を設置することができる。

ウ 第2層協議体及び地域支え合い推進員は、まちづくり協議会等と連携するとともに、第1層協議体及び第1層地域支え合いコーディネーターと協働し、地域の課題及び現状を踏まえ、取組の推進に向けた協議体の運営を行う。

(2) 地域の活動及び資源の見える化

ア 地域での様々な活動の把握及び見える化を行う。

イ 支え合いの地域づくりのための関係者間のネットワーク構築及び地域で必要な取組を推進する。

3 その他

詳細は、実施要領のとおり。